

平成 30 年 第 6 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 6 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 6 月 14 日 (木)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 6 月 14 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 30 年 6 月 14 日 午前 10 時 45 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 7 番	吉國 敏郎	席番 8 番	永屋 哲郎		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 52 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 55 号 非農地証明願の承認について 議案第 56 号 非農地証明願に伴う対象農地の承認について 議案第 57 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 58 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について て 議案第 59 号 下限面積の設定について</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 6 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 7 番、吉國委員と、席番 8 番、永屋委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>先月の総会であっせん依頼がございました〇〇さんの分についてあっせんが成立しましたので報告いたします。</p> <p>議案書は 4 ページ 26 番になります。成立しました土地は、安楽上原 5398 番 2 の 田 978 m²で譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>生産牛 30 頭の畜産農家でございます。</p> <p>あっせん成立日は 5 月 28 日、あっせん委員は神宮司委員と私、吉野でございます。あっせん価格は 20 万円でございます。報告をおわります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>〇〇さんの分ですが、来月には報告できるかと思っておりますので引き続き活動したいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉國委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>〇〇さんの分ですが、現在、あっせん中でございます。もう少し期間がかかりそうですので、継続して活動いたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>5 月 22 日、市町村農業委員会会長・事務局長会議が鹿児島市で開催されました。</p>

5月23日、有明町農業者年金受給者会総会が志布志湾大黒で開催されました。受給者会会員176人中、72人の出席でした。

5月24日、志布志町農業者年金受給者会総会が志布志湾大黒で開催されました。受給者会会員72人中、27人の出席でした。

5月29日、松山町農業者年金受給者会総会がボルベリアダグリで開催されました。受給者会会員140人中、35人の出席でした。

5月30日から31日にかけて、全国農業委員会会長大会が東京都文京シビックホールで開催され、私と事務局長が出席いたしました。農業農村の発展に向けた政策提案等が決議されました。

6月1日、曾於地域農政関係推進会議の総会、

6月5日、大隅地区農業委員会連絡協議会の総会が開催されました。

6月7日、鹿児島県農業会議 第94回通常総会が開催され、29年度の事業報告及び決算が承認されました。

6月8日、志布志市農業再生協議会の総会、及び、志布志市農業公社評議員会が開催されました。

次に、日程第4、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回は、11件の申請でございます。

まず、6ページ、番号43番を審議いたします。

事務局で説明をお願いいたします。

はい議長、それでは議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請の番号43番について説明申し上げます。

議案書は、6ページです。

まず、譲渡人は松山町泰野にお住まいの〇〇さん80歳で、譲受人は曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さん20歳です。

申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が4筆で6,902平方メートルです。

〇〇さんと〇〇さんの親族間による贈与、受贈であるため、本日はお呼びしておりません。

今回の申請地の場所でございますが、県道塗木大隅線を泰野小学校から柿ノ木志布志線へ右折し、700mほど進みさらに右折、そこから150m進んだところに4筆あります。

主任主査 圖師

		<p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございます。申請地には大根、甘藷を作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は自宅から8km車で10分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>以上で、番号43番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号43番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号44番を審議いたします。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
主任主査	圖師	<p>はい議長、それでは議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請の番号44番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、6ページです。</p> <p>まず、譲渡人は松山町泰野にお住まいの〇〇さん86歳で、譲受人は曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さん67歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で3,190平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、県道塗木大隅線を泰野から新橋方向に進みますと右手に半下石建設があります。そこから左折し700m進むと右手に家畜集合センターがあり、そこを過ぎて左折し、80m進んだところの右手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、甘藷、大根を作付けしていくとの事であります。</p>

		<p>通作距離は自宅から 15 k m、車で 25 分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号 44 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号 44 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7 ページ、番号 45 番を審議いたします。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
主任主査	圖師	<p>はい議長、それでは議案第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 45 番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、7 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は志布志町田之浦にお住まいの〇〇さん 87 歳で、譲受人は宮崎県都城市都北町にお住まいの〇〇さん 63 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 2 筆、田が 3 筆の合計 5 筆で 4,253 平方メートルです。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんの親子間による贈与、受贈であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、市道樽野山久保線を、山久保集落公民館から樽野方面に進み、〇〇さん宅から右折して、400mほど進んだ右手に田が 3 筆、さらに市道を樽野方向へ進み〇〇さん宅から右折し 80mほど進んだ右手に畑が 1 筆、さらに市道を 400mほど樽野方面へ進み右折、西方向へ 300mほど進んだ右手に、畑が 1 筆あります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 6 ページのとおりでございます。田には水稻、畑には甘藷を作付けしていくとの事であります。</p>

		<p>通作距離は自宅から 25 k m 車で 40 分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございませぬ。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われませぬ。また、周囲の状況からも支障はないと思われませぬ。</p> <p>以上で、番号 45 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号 45 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号 46 番を審議いたします。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
主任主査	圖師	<p>はい議長、それでは議案第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 46 番について説明申しあげませぬ。</p> <p>議案書は、7 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は有明町蓬原にお住まいの〇〇さん 45 歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん 62 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございませぬが、田が 1 筆で 509 平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりませぬ。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、市道一丁田宇都鼻線をあおぞら農協蓬原出張所から宇都中学校方面へ 1 k m ほど進み右折、150m ほど北方向に進んだ左手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 7 ページのとおりでございますが、W C S を作付けしていくとの事でありませぬ。</p> <p>通作距離は自宅から 4 k m との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては耕作不便、譲受人につきましては規模拡大でございませぬ。</p>

		<p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号46番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号46番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8ページ、番号47番を審議いたします。</p> <p>坂元委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	坂元	<p>会長より依頼のありました、番号47番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、福岡県大宰府市高雄〇丁目〇〇番〇号〇〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでありますが、申請地の場所は、新橋河床陣屋の隣にあります。申請地は、〇〇さんが以前より小作されておりましてその周辺が作業場、倉庫、農場と集約された所にあります。</p> <p>本人宅からは、約3分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、両親と夫婦4人でタバコを中心に甘藷、大根、米を栽培されており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、コンバイン、ショベル等とタバコ乾燥機を保有されていません。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること</p>

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会場	委員	
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 48 番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、番号 48 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、長崎県五島市岐宿町松山〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりですが、申請地の場所は、志布志畜産から来た道路の堤防沿いの北に位置します。</p> <p>〇〇宅からは、5キロぐらいにございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で農業をされており、申請地には早期米を作付けするとのことでした。水田管理もしっかりされている方です。</p> <p>農機具は、トラクター 2 台、耕運機、自走型田植機、コンバインなどを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 49 番を審議いたします。</p> <p>同じく、吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました、番号 49 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、1 筆は上門集落の下の住宅の所にあります。他の 3 筆は。上の台地の県道から南</p>

		<p>へ 500 メートル位の所にあります。</p> <p>本人宅からは、5～6分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で柿を栽培しており、申請地にも柿を植えたいということでした。</p> <p>農機具は、トラクター3台、田植機を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9ページ、番号50番を審議いたします。</p> <p>井久保委員説明をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました、番号50を報告いたします。</p> <p>議案書は、9ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん82歳です。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん54歳です。親子になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道65号線志布志高岡口線を北上しまして樽野大越線へ左折し、約4キロ進みますと右側に井久保公民館があります。その先、周辺にあります。広い畑には甘藷が作付けされておりました。〇〇さんは、建設業に携わりながら後継者として農業をしております。申請地には、甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、親所有のトラクター1台、自走式田植機1台、バインダー1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>

議長	山下	ご審議方よろしくお願ひします。
		はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 51 番を審議いたします。
		上野委員説明をお願いいたします。
委員	上野	番号 51 番について報告いたします。
		譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。
		申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地は、市役所より有明農協の方に向かって 70 メートル程行った左手でございます。
		本人宅からは、約 2 キロのところ申請地はございます。
		〇〇さんは、〇〇の後継者であり認定農業者であります。水稻、大根、甘藷、人参等を作付けされております。申請地には水稻を作付けすることでした。
		農機具は、トラクター 10 台程、田植機 2 台、コンバイン 3 台、管理機一式を保有されております。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまゝ。また周囲の状況からも支障はないと思われまゝ。
		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

<p>委員 上野</p>	<p>次に、番号 52 番を審議いたします。</p> <p>同じく、上野委員説明をお願いいたします。</p> <p>番号 52 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、市役所より県道志布志有明線を蓬原方面に 400 メートル程行った所から北へ 300 メートルの所にあります。</p> <p>本人宅からは、約 70 メートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、家族とそれから農業に 7 人程雇用されております。主にいちご、野菜を栽培しております。申請地には、かぼちゃや野菜等を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台と耕運機 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>審議方よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、10 ページ、番号 53 番を審議いたします。</p>
<p>委員 坂中</p>	<p>坂中委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 53 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、兵庫県西宮市甲子園口〇丁目〇番〇号〇〇方にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりであります。申請地の場所につきましては、あおぞら農協総合福祉センターから宇都中学校方向へ 900</p>

		<p>メートル進んだところを左折し、300メートル進んだ左側にあります。</p> <p>本人宅からは、2キロメートルのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で早期水稲、甘藷、人参を栽培しております。申請地には、現在、早期水稲が作付けしてありますが裏作には人参を作付けする予定になっております。</p> <p>農機具は、トラクター2台、コンバイン、軽トラックを保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>よって日程第4、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第52号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>12ページ、番号21番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、吉國委員の報告をお願ひいたします。</p> <p>議案第52号、番号21番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は6月7日、調査委員は福岡委員、樽野委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、総会資料は9ページから11ページになります。</p> <p>場所は、有明町境より北へ4.3キロ、協栄開発から500メートルぐらひ行つた所を左に入つたところですよ。</p> <p>農用地区域内に編入するもので、畑かんを設置するものですよ。申請地は、</p>
委員	吉國	

		<p>甘藷の苗床として利用されております。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は山林、西側も山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地に編入しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域への編入を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 22 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、樽野委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>議案第 52 号、番号 22 番について報告いたします。</p> <p>総会資料は 12 ページから 14 ページです。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は福岡委員、吉國委員と私、事務局より 2 名と農政畜産課より 1 名でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇 〇〇棟の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、あおぞら農協のスタンドより松山方向へ 800 メートル行った所に食堂味一があります。</p> <p>そこより左へ 100 メートル行った右側の所です。</p> <p>除外の目的は、農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側は雑種地です。排水は、市道の排水を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、</p>

		<p>農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないと の意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ご ざいませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 23 番を 審議いたします。</p> <p>番号 23 番は、立山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関す る 法律第 31 条の規定により、立山委員には、ここで、退席をお願い いた します。</p> <p>(立山委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、現地を調査された吉國委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>議案第 52 号、番号 23 番を報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は福岡委員、樽野委員と私と事務局より 2 名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇 〇〇棟の〇〇さんです。譲 渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、 志布志市有明町野神〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会 人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、総会 資料は 15 ページから 17 ページになります。</p> <p>場所は、市役所より西の芝用から北へ 200 メートル程行き、左へ 200 メ ートルぐらい入ったところです。</p> <p>変更後の用途は牛舎、堆肥舎、飼料置場です。農業用施設です。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は畑 です。排水につきましては、溜めますを造るとのことでございます。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。それでは、番号 23 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。ここで立山委員の入室を許可します。</p> <p>(立山委員 入室)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>よって、日程第 5、議案第 52 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 53 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>14 ページ、番号 4 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、福岡委員の 報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 福岡</p>	<p>議案第 53 号、番号 4 についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は吉國委員、樽野委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 18 ページから 21 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 523 号志布志有明線を鹿児島銀行有明代理店より入り、有明中学校前から約 1 キロ進んだ所を右折したところにあります。</p> <p>転用目的は、農機具の貸修理工場・貸駐機場です。</p> <p>申請地は自宅の隣接地であり、今回、始末書を付しての申請となっております。農地法の遵守と、今後このようなことがないようにと指導を行いました。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつてい</p>

		<p>ないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、16 ページ、番号 33 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された福岡委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第54号、番号33番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は6月4日、調査委員は吉國委員、樽野委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は22 ページから24 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道523号志布志有明線を鹿児島銀行有明代理店より入り、有明中学校前より約1キロ進んだ所を右折し、入った右手の住宅横です。</p> <p>転用目的は、貸修理工場・貸駐機場です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は山林です。排水につきましては、側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p>
委員	福岡	

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 34 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山迫	<p>議案第 54 号、番号 34 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は萩迫委員、池添委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、大阪市港区池島〇丁目〇番〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙説明資料は 25 ページから 27 ページになります。</p> <p>場所は、市道町原弓場ケ尾線を港方向から宝満方向に向かい、小倉ホームの事務所の北側です。</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は公衆用道路です。排水は、合併浄化槽を設置し、東側水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

議長	山下	ご審議方、よろしく申し上げます。
		はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 35 番を審議いたします。
		現地を調査された池添委員の報告をお願いいたします。
委員	池添	議案第 54 号、番号 35 番についてご報告いたします。
		調査日は 6 月 4 日、調査委員は萩迫委員、山迫委員と私、事務局から 2 人同行のもと調査いたしました。
		譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでございました。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。別紙説明資料は 28 ページから 30 ページになります。
		場所は、県道柿木志布志線を志布志市街地から松山方向に進み、中山信商店の所から市道弓場ヶ尾線曲瀬線に入り西に 600 メートル進んだところ です。
		転用目的は一般住宅であります。
		周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水につきましては、合併処理浄化槽を設置し、北側水路を利用するとのことでした。
		申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われ ます。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、17 ページ、番号 36 番を審議いたします。 現地を調査された吉國委員の報告をお願いいたします。
委員	吉國	議案第 54 号、番号 36 番についてご報告いたします。 調査日は 6 月 4 日、調査委員は福岡委員、樽野委員と私です。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。別紙説明資料は 31 ページから 33 ページになります。 場所は、有明町野井倉の A コープより東へ 300 メートルのところです。 転用目的は一般住宅です。 周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は用悪水路、西側は公衆用道路でございます。排水は、集落排水設備を利用されます。 譲受人は現在借家に居住しており、申請地に自己の住宅を建築するものです。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 37 番を審議いたします。 現地を調査された福岡委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡	議案第 54 号、番号 37 についてご報告いたします。 調査日は 6 月 4 日、調査委員は吉國委員、樽野委員と私です。 譲渡人は、奈良県大和郡山市千日町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙説明資料は 34 ページから 36 ページになります。 場所は、国道 220 号線有明病院交差点より大崎方面に 300 メートル程進んだ左手です。 転用目的は貸家、貸店舗です。 周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は宅地、南側も宅地、西側は用悪水路です。排水は、下水道に流すとのことでした。 申請地は、水管、下水道官が埋設されている幅員 4 メートル以上の道路等にあって、かつ、500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設が存するため、第 3 種農地の都市的環境整備農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

<p>委員 萩迫</p>	<p>次に、番号 38 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された萩迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 54 号、番号 38 番についてご報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は 37 ページから 39 ページになります。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は山迫委員、池添委員と私、事務局から 2 人同行いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、松山中学校正門から県道を新橋方向へ 80 メートル進んだ右側にあります。</p> <p>転用目的は中古車展示場、車置場、洗車場の設置です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は学校用地です。排水は、敷地内に溜めますを設置して道路側溝に流すということでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 7、議案第 54 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 55 号、非農地証明願の承認についてを議題とい</p>

	<p>たします。</p> <p>まず、19 ページ、番号 20 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、池添委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 55 号、番号 20 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は萩迫委員、山迫委員と私と、事務局から 2 人同行いたしました。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんと志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>別紙資料は 40 ページから 42 ページです。</p> <p>場所は、町原弓場ケ尾線沿いにあるホームマン大原店からあゆみ保育園の方へ 250 メートル進んだ所にあります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側も畑、南側は宅地、西側は公衆用道路です。</p> <p>この土地は、昭和 57 年に相続しましたが、申請人は農業をされておらず、また、借り手もなく、以降 20 年以上耕作しなかったため原野化しておりました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>委員 池添</p>	
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 21 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、山迫委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 山迫</p>	<p>議案第 55 号、番号 21 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は萩迫委員、池添委員と私、事務局から 2</p>

		<p>人同行されました。</p> <p>申請人は、熊本県熊本市西区花園〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は司法書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>別紙資料は 43 ページから 45 ページです。</p> <p>場所は、志布志郵便局から市道昭和弓場ケ尾線を北へ 700 メートル程進み、T字路を西へ 80 メートル進んだ所です。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は宅地、西側も宅地です。</p> <p>申請地は、平成 6 年に西側に隣接する宅地に住宅を建築した際に、その敷地の一部となり、それ以降、20 年以上宅地として利用されてきたものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 22 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、萩迫委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 55 号、番号 22 番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は 46 ページから 48 ページです。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は山迫委員、池添委員と私と、事務局から 2 人同行いたしました。</p> <p>申請人は、鹿屋市西原〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p>

		<p>場所は、国道 220 号線を志布志から夏井方向へ進んで火葬場入口から市道外牧線を 1.5 キロ程進み、そこから市道益倉線を 1 キロ進んで T 字路を北へ 1.5 キロ程進んだ所に位置します。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は畑、西側も畑です。</p> <p>前所有者である父が高齢となって耕作が困難となって以降 20 年以上耕作されておらず、原野化したものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 23 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、樽野委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	樽野	<p>議案第 55 号、番号 23 番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は 49 ページから 51 ページです。</p> <p>調査日は 6 月 4 日、調査委員は福岡委員、吉國委員と私と、事務局から 2 人同行されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、蓬原校区の中野集落の共同墓地より東へ 500 メートルのところ</p> <p>です。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は原野、東側も原野、南側は畑、西側も畑です。</p> <p>聞き取りを行いましたところ、通路が荒廃し農業用車両の乗り入れができず、田は 20 年以上、畑は 35 年以上耕作しておらず、それぞれ原野化・山林化したものです。</p>

	<p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いたします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第55号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第56号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主任主査 中尾</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第56号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始に、番号22の願出人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、松山町新橋字大田尾段156番1 畑 830平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市役所松山支所から、県道110号塗木・大隅線を大隅町方向へ約530m進んだところの新橋分団の消防車庫のある交差点を左折し、約80m進んだところの東側の土地でございます。</p> <p>現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号23の願出人は、大阪府東大阪市俊徳町〇丁目〇〇番〇号〇〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町志布志字南牧1609番 畑424平方メートルと、同じく1610番1 畑 454平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、国道220号線沿いにある松下病院から市道7号水ヶ迫線を北へ</p>

400m程進むとT字路になります。その交差点を左折し、約100m進んだところを右折し、更に400m程進んだところの東側の土地でございます。現在、原野化しております。

続いて、番号24の願出人は、愛知県名古屋市長区瑞穂区苗代町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町伊崎田字岩下9033番1 畑478平方メートルと、同じく9036番1 畑 391平方メートルでございます。

申請地は、県道63号志布志福山線沿いの伊崎田中学校から北東に約250m進み、プリンス伊崎田の先の三差路を左折し、市道603号山ノ口・土江線に入りさらに約400m進んだところの北側の土地でございます。

現在、原野化しております。

続いて、番号25の願出人は、岡山県備前市日生町日生〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町野神字堀切4523番1 田 1,456平方メートルでございます。

申請地は、国道269号線沿いの大崎町役場野方支所から鹿屋方向へ約420m進み右折し、県道72号垂水・大崎線を北へ約1.6km進んだところの西側の土地で、有明町の飛び地でございます。現在、原野化しております。

最後に、番号26の願出人は、有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町山重字上ノ段12085番7 畑 184平方メートルでございます。

申請地は、有明町山重の川添地区公民館より、市道80号中野・芝用線を、東へ約750m進んだところを左折し、農道を約150m進んだところを、右折し、更に約200m進んだところの東側の土地でございます。現在、山林化しております。

現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号22と23を永屋委員、坂元委員、小園委員、番号24から26を井久保委員、立山委員、原田委員でご提案いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 山下

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定するこ

<p>会場 委員 議長 山下</p> <p>次長兼係長 高迫</p>	<p>とにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第56号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第57号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第57号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、23ページから26ページとなっております。</p> <p>最初に23ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成30年6月29日で、田が6,279㎡、畑が11,072㎡、樹園地が5,438㎡です。所有権を移転する者6人、所有権の移転を受ける者8人で、売買によるものです。</p> <p>次に、24ページから26ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>24ページの番号22の所有権を移転する者は、鹿児島市中山町の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんで、イチゴの規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で3,439㎡の畑で、土地代金は145万円です。移転時期等につきましては、平成30年7月10日を予定しております。</p> <p>次に番号23の所有権を移転する者は、霧島市隼人町の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町伊崎田の〇〇さんで、水稻の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で1,440㎡の田で、土地代金は30万円です。移転時期等につきましては、平成30年7月10日を予定しております。</p> <p>次に番号24の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、水稻の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で1,940㎡の田で、土地代金は87万3千円です。移</p>
--	---

転時期等につきましては、平成30年7月10日を予定しております。

続きまして、25ページ 番号25の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で311㎡の樹園地で、土地代金は12万4千4百円です。移転時期等につきましては、平成30年7月10日を予定しております。

次に番号26の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇有限会社代表取締役〇〇さんで、茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で1,942㎡の樹園地で、土地代金は77万6千8百円です。移転時期等につきましては、平成30年7月10日を予定しております。

番号27の所有権を移転する者は、松山町新橋の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、飼料畑の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で5,492㎡の畑で、土地代金は215万円です。移転時期等につきましては、平成30年7月11日を予定しております。

続きまして、26ページの番号28の所有権を移転する者は、鹿児島市中山町の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんで、甘藷の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で2,141㎡の畑で、土地代金は42万円です。移転時期等につきましては、平成30年7月11日を予定しております。

次に番号29の所有権を移転する者は、鹿屋市田崎町の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で3,185㎡の畑で、土地代金は143万3千2百50円です。移転時期等につきましては、平成30年7月10日を予定しております。

次に番号30の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、水稻の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で2,899㎡の田で、土地代金は86万9千7百円です。移転時期等につきましては、平成30年7月11日を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。
次長兼係長	高迫	議案第57号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。 議案書は、27ページから79ページとなっております。 まずは、議案書27ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は平成30年6月29日で、始期は平成30年7月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は8月1日となります。 設定期間が、4年11か月から50年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が13万4,312㎡、畑が15万3,392㎡、樹園地が4万2,973㎡で合計しますと33万0,677㎡となり、うち更新分は7万4,689㎡となっております。 利用権の設定をする者の数が110名で、利用権の設定を受けようとする者の数が40名であります。 利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より70名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、28ページから72ページの明細表をご確認ください。 次に、利用権の転貸について、議案書73ページの総括表でご説明申し上げます。 公告日は平成30年6月29日で、始期が平成30年7月1日であります。設定期間は1年11か月から15年です。 地目別の内訳は、田が1,486㎡、畑の2万7,944㎡、樹園地が9,233㎡で、合計しますと3万8,662㎡です。

		<p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は5名であります。</p> <p>詳細につきましては、74ページから79ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第57号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に28ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番と番号2番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、28 ページ番号1番と番号2番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。</p> <p>(吉野委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、番号3番を審議いたします。</p> <p>番号3番は29ページに続きます。</p> <p>番号3番は、長岡委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(長岡委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、番号3番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>

議長	山下	異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。 (長岡委員 入室)
議長	山下	次に、30 ページ、番号4番から、72 ページ、番号114番までと、27 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。 74 ページ、番号1番から、79 ページ、番号13番までと、73 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第10、議案第57号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第11、議案第58号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。
次長兼係長	高迫	はい議長。 それでは、議案第58号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書は81ページとなっています。 番号18番の申出者〇〇さんは、宮崎県都城市若葉町〇〇号〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。 土地は、松山町新橋字下迫2547番2 畑1,363㎡の1筆です。 土地の場所は、松山町の河床陣屋から曾於街道を末吉町方面へ740メートルほど進んだ左側にあります。畑は、現在、耕運されています。

あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたします。

番号19番の申出者〇〇さんは、松山町新橋にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、松山町新橋字宇都谷4343番 4 田で933㎡の1筆です。

土地の場所は、上豊留集落から市道、中山・豊留線を泰野方向へ進み、狩川橋の手前を左折し、北西へ約800メートル進んだところにあります。田は、現在、何も植え付けされていません。

あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたします。

番号20番の申出者〇〇さんは、神奈川県座間市新田宿〇〇番地の〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町田之浦字山久保2903番12 畑1,000㎡の1筆です。

土地の場所は、県道65号南之郷志布志線を森山小学校から南之郷方面へ1.5km進み、山久保出荷組合倉庫手前を左折し、250m程進むと4差路があります。その4差路を左折し、120m進んだところを左折して、坂道を約130m進んだ左側の畑になります。畑は、現在、耕運されています。

あっせん委員の指名につきましては、山迫委員と橋口委員でご提案いたします。

番号21番の申出者〇〇さんは、志布志町田之浦にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町田之浦字山久保 2902番 畑1,849㎡、2903番 畑792㎡、2903番6 畑963㎡、2903番7 畑707㎡、2904番 畑2,122㎡、2905番 畑1,997㎡、2901番 1 畑5,130㎡、2901番 5 畑4,953㎡の8筆です。

土地の場所は、先ほど説明した番号20番の〇〇さんの畑の隣接する周辺に8筆の畑があります。

あっせん委員の指名につきましては、山迫委員と橋口委員でご提案いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。

ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。

議長 山下

会場 委員

(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 11、議案第 58 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。 指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。 次に、日程第 12、議案第 59 号、下限面積の設定についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。
局長	福岡	はい、議長。 それでは、日程第 12、議案第 59 号、下限面積の設定について、ご説明申し上げます。議案書は 83 ページでございます。 農業委員会は、毎年 下限面積の設定 又は修正の必要性について審議することとなっております。 権利取得の基本面積につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号により、北海道では 2 ヘクタール、都府県では、50 アールが基本となっております。 下限面積につきましては、農水省令により、市独自で設定できますが、設定しようとする面積未満の農家数が、全農家数の 100 分の 40 を下回らないよう算定することとなっております。 総会資料の 52 ページに、農家数を記載した表を添付しておりますが、経営耕地面積の規模別に見た経営体数でございます。 農家数については、農林業センサスの数値を用いております。 下の網掛けしてありますパーセントのところは、農家数 1,398 戸からみた、各経営面積ごとの割合です。 志布志市の場合、全農家数の 100 分の 40 を下まわらない 経営面積、つまり 40%以上の面積の欄は、黒枠で囲んだ 1ha から 1.5ha の欄となります。 このため、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の権利取得の基本面積 50 a を適用し、下限面積 50a とするものでございます。 また、ハウス園芸等、集約的経営を 行う場合でも、農地法施行令第 6 条第 3 項第 1 号に基づき、50a 以下でも、認めることが可能であることから、現行の下限面積 50a で ご提案 申し上げます。

議長	山下	<p>ご審議方 よろしく お願い いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 59 号、下限面積の設定については、原案どおり承認されました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>